

第 5283 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月 6日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 役員任期

Q：役員任期は何年になっていますか？

A：次のように定められています。

### 【解説】

取締役の任期は、次のように定められています。

#### ①原則的な任期

原則的な任期は2年、厳密には選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとなっています。

#### ②公開会社

公開会社（譲渡制限のない株式を発行している株式会社）については、2年の任期を短縮することが認められています（延長することは認められません）。

#### ③非公開会社

非公開会社（株式に譲渡制限が課されている株式会社）については、10年まで伸長することが認められています。

#### ④有限会社

有限会社には役員任期がありません。  
また、監査役の任期は、次のように定められています。

#### ①原則的な任期

原則的な任期は、選任後4年とされています。取締役のように短縮することは認められません。

#### ②非公開会社

非公開会社については、10年まで伸長することが認められています。

いずれも定款に定めなければなりません。

